

第37回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会 議事録（要旨）

- 1 日 時 令和3年8月6日（金） 13時30分～15時40分
- 2 場 所 能代市浅内自治会館
- 3 出席者 浅内自治会（会長 平川 修）
小野沢自治会（小沼 孝文）
能代南土地改良区（理事長 大塚 和浩、保坂 智）
能代の産廃を考える会（事務局長 原田 悦子）
能代市浅内財産区（管理会会長 山田 文雄、
能代市総務部長 吉岡 康隆）
能代市（環境産業部長 尾張 政克）
秋田県（委員長：生活環境部長 柳田 高人）【敬称略】
- 4 議 事 （1）委員長の互選について
（2）令和2年度水質等調査結果について
（3）令和2年度環境保全対策の実施状況について
（4）令和3年度環境保全対策について
（5）No. 2 処分場における廃油入りドラム缶の掘削工事について
（6）その他

5 挨拶

○秋田県 柳田生活環境部長 挨拶（要旨）

- ・ お忙しい中、御出席いただき、また日頃から能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策の実施について、御理解と御協力をいただき改めて感謝申し上げます。
- ・ 昨年度実施した No. 2 処分場の掘削工事の状況や、撤去したドラム缶内容物の分析結果、更にはセンター周辺の滲出水の状況等について説明させていただくので、きたんのない御意見を賜るようお願いする。
- ・ センターの環境保全対策については、引き続き地元の皆様方や能代市様と協議させていただきながら、今後も進めてまいりますので、御理解と御協力を賜るようお願いする。

（議事（2）について事務局で説明後、質疑応答）

【質疑の概要】

委 員	いろいろと水質調査を実施して数値等が出ているが、年に何回くらい調査を実施しているのか。
事務局	例えば、資料1の20ページについては、下水道の放流水について示しているとおり、月に1回調査を実施している。揚水井戸や観測井戸については、揚水井戸の配管が詰まることもあるが、少なくとも年に1回か2回の頻度で調査を実施しているところもある。また、濃度変化が結構激しいところについては、もっと頻度を高めて調査をしているところもある。
委 員	月に1回、年に1回の調査は決まった時期に実施しているのか。それとも、年によっては何月に実施できるか分からないということか。

事務局	資料 1 では、経年変化を折れ線グラフで示しているが、経年変化を把握する観点から、例えば、4 月であれば同じ井戸で翌年も同じ 4 月に実施するなど、降水量や季節変動を含めて可能な限り同じ時期に調査を実施するよう努めている。
委 員	本日示された各データについては、徐々に良くなっていると思う。 資料 1 の 20 ページに示されている下水道放流水の 1, 4 - ジオキサン抽出方法については、県が実施しているヘッドスペース法と、能代市が実施している固相抽出法があるが、この測定方法の違いによって何か数値の変化はあるものか。
事務局	ヘッドスペース法と固相抽出法は、どちらも公定法であり、ヘッドスペース法は固相抽出法と比較して簡易な測定方法になるが、どちらの方法で測定した場合でも、数値が大きく異なることはない。
委 員	資料 1 には、ヘッドスペース法や固相抽出法で測定した例が多く記載されている。滲出水については 24 ページのとおり、県が 2 つの方法で測定を実施している。地下水については 25 ページから 27 ページのとおり、ヘッドスペース法で測定されているが、この 2 つの方法で測定しなければならないものなのか。
事務局	固相抽出法とヘッドスペース法において、排水基準値に対して基準に適合しているかどうか評価する場合と、蒲の沢、大館沢及び南沢の 3 沢の滲出水のように環境基準値で評価している場合がある。環境基準値で評価するためには、環境基準値は 0.05 mg/L であるため、その 10 分の 1 まで定量下限値、いわゆる報告下限値を下げなければならないことから、これまで固相抽出法で測定してきている経緯がある。先ほどお話ししたとおり、固相抽出法とヘッドスペース法で測定の信頼度・精度はほとんど変わらないのであれば、ヘッドスペース法のほうが簡易な測定になるため、そちらを選択して測定をしている状況になっている場合もある。 県の研究機関で測定している場合と、事業者に委託して測定している場合があり、例えば、蒲の沢等の滲出水については、数値に大きな違いがないか、両者のデータをクロスチェックするなど確認している状況である。
委 員	ヘッドスペース法と固相抽出法のどちらでも測定していただき、信頼度が高くなればよいと思う。 県の施設で検査した場合は、経費は発生しないのか。
事務局	検査機関に委託している分については、相当の経費を負担している。県の研究機関でも薬品代や実験費など経費は発生する。 数値が大きく変化がないところは、コストの縮減も含め調査地点を減らしていき、数値の変動が大きくなった場合には調査頻度を高めるなど、調査地点や調査方法については、今後の本協議会の場で御相談しながら検査計画を策定していきたい。

委 員	信頼する検査機関や測定方法で実施することは、大変良いことだと思うが、重複する部分でも有効なデータが得られるようであれば考えてみてはどうか。
事務局	御存知かと思うが、これまで能代市で実施していた分を県が引き継いで調査を実施している経緯がある。県の調査は、従来どおり県の研究機関で実施してきたが、能代市から引き継いだものは、能代市の調査方法を踏襲しているため、分析機関に委託している。実際、重複しているところもある。随分期間も経過したため、数値に対する信頼度を見ていただき、可能であれば経費が少なく確実な方法で統一していきたいと思う。このようなことも今後お諮りさせていただきたい。
委 員	昔の能代産廃では、調査地点や調査回数をもっと増やすべきというところがあったかもしれないが、ここ近年は県側と住民側で、お互いに話し合いがうまくできているのではないかと思う。
委 員	グラフの表示の仕方について、例えば 10 ページの左上、トリクロロエチレンの 1 目盛りという単位と、11 ページの同じトリクロロエチレンの 1 目盛りの単位の表記が違う。例えば、9 ページのこのトリクロロエチレンであれば変動が大きいので、仕方が無いと思うが、環境基準値以内に収まっているものは、同じ表記、同じ単位が目盛りで表記してはいかが。何か意味があって、それぞれ表記が違うのか。
事務局	グラフの表記については、これまでも何回か御指摘を受けており、目盛り全てを統一すると見えなくなり、大きく取ると上過ぎて収まらないこともあり、その都度お話をいただきながら表記を変えてきたところである。 最近、水の傾向も変わってきているため、こうしたほうがよいということをお知らせいただければ、それに対応して資料を整理していきたい。 御覧のとおり、グラフ化していない生の数値は、包み隠さず全て資料に記載しているが、グラフについては視認しやすいような形で御提供していきたいと思う。
委 員	先ほど、県が調査し、事業者にも委託して調査しているほか、能代市から引き継いだ調査もあると聴いたが、調査・分析の事業者については、例えば、その事業者が環境省の認可を受けている場合や ISO の認証を取得している場合など、そのようなことを基準に調査・分析を委託しているのか。
事務局	計量証明事業者であって、濃度証明かつ水質調査が可能な会社であることを条件に入札しているため、それに合致した事業者に委託して測定している。
委 員	各成分については、かなり量的に減少してきていると思うが、ベンゼンと 1, 4 - ジオキサンは、やはり浄化することが非常に難しい物質なのか、今後、これらが急速に減少することは、なかなか難しいものなのか。
事務局	御指摘のとおり、1, 4 - ジオキサンについては、非常に水と混ざりやすい化学的な性質があるため、本県だけではなく、不適正処理の案件を抱える全国

の自治体においても、1，4－ジオキサンを低減させることは難しいと言われている。ただ、本県は、先ほど見ていただいたグラフのとおり、徐々にではあるが、井戸の汚染地下水を汲み上げて処理をするという環境保全対策を継続し、だいぶ下がってきている状況であるため、今後も確実に下がっていくものと考えており、期限内の目標達成を目指している。

ベンゼンについては、1，4－ジオキサンよりは、困難な物質とは言われていないので、若干高いところはあるかと思うが、順調に下がっていると考えている。

委 員 場所によっては、数値にバラツキが相当あるが、これは誤差の範囲なのか、それとも突出して高い場合もあるのか。

事務局 遮水壁内については、相当変動があるが、遮水壁外については、それほど大きい変動はなく、想定内の変動と考えている。

補足するが、資料1の17ページから19ページに目標としている沢の濃度減少の過程を示している。ベンゼンと1，4－ジオキサンを記載しているが、能代産廃処理センターが倒産して、県が代執行を始めて国の支援を受け、実施計画を策定し、現在20年近くになるが、最初の10年間の目標を設定する際に、場内で最も汚れていたものが、ベンゼンという物質であった。ベンゼンを何とかしなければならぬということで、10年近い計画を組んでいる。最初の10年目程度で環境基準を達成している。その後も減少し、ほぼ目標が達成されたと言ってよいと思う。

ただその後、計画期間中の平成21年に新たな有害物質として1，4－ジオキサンが指定され、その物質が能代産廃処理センターでは数値が高かったということがわかり、それを何とかしなければならぬということで、いまの10年間で経過してきている。それについても17ページのように、この長期間、確実に右肩下がりで環境保全対策の成果が出ていると考えている。特に18ページや19ページについては、ほぼ環境基準まで達成できていると考えている。

ただ、17ページに示した蒲の沢滲出水については、下がってきているが、残念ながらまだ環境基準から2倍から3倍程度の数値になっており、令和4年度末までに落とせるかどうか、ここについては昨年度に本協議会でも御了承いただき、揚水量を増量するため井戸を追加設置するなど、令和4年度末での目標達成に向けて努力している。ただ、仮に目標達成が困難な場合でも、遮水壁で囲み、汚染地下水を汲み上げて浄化して低減させていく流れ自体は変わらないので、令和4年度末を多少過ぎたとしても、確実に環境基準は達成できるものと考えている。

(議事(3)、(4)、(5)について事務局で説明後、質疑応答)

【質疑の概要】

委 員	ドラム缶の内容物については、経費負担が相当大きいと思うが、例えば小坂鉱山の処理場など最終的には焼却処分になるのか、処分先はどこか。
事務局	県内で処分するところが限られており、いま検討しているところは、大館市の産業廃棄物処理業者を想定している。なお、平成29年度も同様に、その事業者と契約している。
委 員	処分するに当たって、断られることはなかったか。
事務局	処分場で取得している許可条件があり、例えば能代にある処分場で処理したほうが近くて安価ではないかということがあると思うが、許可を有していないため、平成29年度と同様の事業者と契約になろうかと思う。
委 員	令和2年度環境保全対策の実施状況のうち、揚水井戸の洗浄については毎年のように洗浄箇所が多くなってきているような気がするが、洗浄しなければならない原因や理由は何か。
事務局	蒲の沢滲出水に対する浄化対策が最も効果的となるセンター北側の揚水井戸を優先的に洗浄している。普通の水の場合は、毎年洗浄する必要はないが、汚染水であることや、ポンプの中に粒子の細かい砂等が詰まっていることなど、土や水の成分から普通のポンプとは異なり、詰まりやすいものと判断している。
委 員	不純物がいろいろと多いということかと思うが、揚水井戸で汲み上げていかなないと処分場の維持管理ができないということなので、点検等はきちんとやっていただきたいと思う。 令和3年度の環境保全対策については、処分場掘削事業の目的の中に、ドラム缶651本を複数年度で処分する予定としているが、複数年度の目的と、複数年度が2年なのか3年なのか、その2年か3年でドラム缶651本をどのように分けて処分していく予定か。
事務局	いまのところ予算的なこともあり、今年度と来年度の2箇年を予定している。ただ、来年度予算は、まだ確約されているものではないため、複数年度と記載させていただいた。 掘削撤去したドラム缶は、屋根のある場所に置いて、廃油等が流出しないようシートで覆い保管しているが、最も流出の危険性がある空のドラム缶556本を今年度優先的に処分する予定としている。これは、内袋付きの袋に潰したドラム缶を3個入れているが、尖った部分等もためである。 状態の良かったドラム缶が88本と説明したが、状態が良かったといっても、埋設されていたものであるため、こちらも優先的に処分する。651本を253本に移し替えており、今年度の予算にあわせて処分していきたいと考えている。いずれにしても、外に流出するおそれが高いものから今年度順次処分する予定

としている。

空のドラム缶といっても、きれいなものではなく、粘着性が高い物質や、固形状の物質等がドラム缶内に付着しており、優先的に処分したいと考えている。

委 員

まだ確定していない次年度の予算に言及するわけにはいかないが、平成 29 年度に実施した時は 3 箇年で処分したと思う。年間におおよそ 200 本を複数年に分けて処分していた。頑張って予算を確保していただき、できるだけ早く掘削したドラム缶を処分していただきたいと思う。

その上でまた、次の処分場を掘削していただきたい。我々住民側が分かっているところもある。本日はここで議論しないが、頃合をみて、また提案していきたいと思う。

いま国の財政支援があるかと思うが、その継続性の見通しはどのようなになっているのか。

事務局

産廃特措法の国の財政支援が 10 年間延長されたが、令和 4 年度末で失効し、このままでは国の支援が無くなることになるため、現在年間 1 億円から 1 億 2 千万円程度の維持管理費を県単独で捻出していくことが見込まれる。ドラム缶の掘削撤去に、今回と昨年度で 5,600 万円程度を要しているが、これは国の支援の無い県の単独費である。今年度も単独費として同程度の予算を確保してドラム缶を処分していくほか、処分場の維持管理については産廃特措法の失効後も皆様とお約束したとおり、県の使命として継続していく。また、資料 3 に記載しているが、今後の水処理施設の改修計画を策定するといったようなことも進めていきたい。

皆様方からの様々な御要望については、本日は無いと聴いているが、御心配のとおり、国からの支援が無くなれば、当然その他に使用できる経費が無くなることになり、これまでの皆様からの御要望も含めて検討する余地が無くなる。このため、何らかの形で国からの財政支援が継続されるよう昨年度から活動を実施している。ただ、国や県、市も同様かと思うが、新型コロナ対策で様々な経費を要しており、通常の業務まで手厚く確保できていない状況である。継続している事業については、費用は潤沢では無いことも事実なので、まずは国の財政支援が受けられるよう、支援確保に向けた資料作りのための予算も確保しているので、頑張らせていただきたい。そうした中で、この後の協議ができればと思う。ただ、交渉の経過としては、なかなか厳しい状況にある。

委 員

令和 3 年度の環境保全対策は、掘削事業と環境モニタリングについて書かれているが、以前この資料に予算額も書かれていたと思う。

事務局

例年 2 回程度、本協議会を行っているが、例えば 2 月に実施した時は、予算が確定しているので資料に記載していたこともある。ただ、7 月等の年度当初に実施する時は記載していないと思う。

委 員

本協議会を年 2 回は開催していたが、最近は行われていない。

事務局

今年 1 月に開催する予定であったが、能代市内で新型コロナウイルスのクラスターが発生したため、開催を見送っている。

委 員	これまでドラム缶の掘削事業については、全て県単独の事業として県が負担してきているということか。 本日新しい委員もいらっしゃるので、改めて伺いたいが、これまで主に No. 1 処分場と No. 2 処分場を掘削してきたが、例えば、通常の維持管理に係る部分は別として、No. 1 処分場と No. 2 処分場のドラム缶の撤去本数、撤去費用及び処分費用を教えてください。
事務局	電気探査等の様々な調査を含めて、平成 18 年から平成 19 年の 2 年間であれば、掘削したドラム缶が 3,258 本で事業費が 2 億 1,700 万円になる。平成 29 年度は事業が途中で終了しているが、掘削したドラム缶は 424 本で事業費が 9,500 万円になる。今回の令和 2 年度が 651 本でボーリング調査等を含め 1 億円程度になる。
委 員	やはり多額の経費を要している。
事務局	国からの財政支援は維持管理に当てられているため、御存知のとおり、なかなか困難な道のりの中で、我々は事務局として財政当局に対して県単独の予算を確保し、これだけの事業をしてきたと思っている。
委 員	職員の皆さんが頑張ってくれている効果だと思う。県ではないとできない事業であり、次の環境保全対策を考えなければならない処分場であるため、ここでもう一つ、職員の皆さんが一丸となって予算の確保に努めていただきたいと思います。 No. 1 処分場と No. 2 処分場については、まだちょっと心残りの部分もあるが、皆さんの頑張りを認めたいと思う。掘削してみると、意外ととんでもないところにドラム缶が存在していることが前回あったので、これからの処分場の維持管理を含めて、また頑張っていただきたいと思います。
委 員	今回、熱海市で土砂崩れがあり、本県でもおそらく危険箇所の調査が始まっていると思うが、熱海市の土砂崩れでは相当廃棄物が入っていたという実態であった。能代産廃は 5 m で 3 段積みであり、いわゆる地理院という標高が変わるくらい積み上げている。平成 2 年当時は、No. 4 処分場が中継ピットを崩して国有地内に流れ込み、No. 11 処分場の集水ピット等も壊れて国有地内に水が溜まる状況となった。平成 7 年から 8 年頃には、No. 10 処分場の東側が崩れた。 その No. 10 処分場の状況が分かる写真を旧厚生省に持っていった時に、「処分場のコンクリートの擁壁は、積み上げ次第では、廃棄物の山が崩れる。ただし、いま崩れていないのは、国有地に当時 15,000 m³ 程度の浸出水が貯められていて、その水圧がコンクリート擁壁を抑えているからである。その抑えられているコンクリートの内側の廃棄物は、いつ崩れてもおかしくないかもしれない。中にも水が貯まっているかもしれない。」というようなことを言っていた。 次の日に、その No. 10 処分場が東側に崩れる事故があった。どの程度の降雨量で、人造的に積み上げられた山が崩れるのかわからないが、今後このような気象の変化が激しい時に、常にリスクとしてアンテナを張ってもらいたい気持ちがあるが、能代産廃は絶対に崩れないと思っているのか、その点についてど

のように考えているか。

事務局

No. 10 処分場や旧 No. 4 処分場に、近年相当な雨が降るので、心配であるというお話かと思う。地球規模で気候変動が起きているため、全く大丈夫ということは、やはり誰も言えないと思うが、これまでも、ある程度雨水を浸透させ浄化させていくなど、雨水のコントロールを前提とした対策を講じてきている。No. 10 処分場の上は、倒産した直後に覆土し、その上に雨水を制御する遮水シートを敷いて、1 割程度はしっかり雨水を浸透させ、残りは排除するような仕組みとしているため、当然降雨による影響も 10 分の 1 になると思う。大量に降った場合でも効果はその分大きく出てくると思う。

法面についても遮水シートを敷いて、降った雨水は、雨水として外に出すという対策を講じている。昔は露出していて、雨水が土に染み込み、中の廃棄物が押し出されて崩れたという状況があったのかもしれないが、いまは斜面からの雨水の浸透は、ほとんど考えられない。上からは必要な雨水は浸透させるが、斜面からの雨水については、ほとんど入らない状況であるため、熱海市の土砂崩れのようなことにはならないと考えている。

毎日場内を監視しているので、監視と併せて管理していきたいと思う。まずは安心していただけるのではないと思うが、何か異常があれば報告したい。

委員

熱海市のようにはなってほしくない。そのようなことが発生し、大館沢側に崩れても、国有地側に崩れても、東側に崩れても、大変なことになる。

先日、住民側で現場に入り、御案内をいただいた。その時に擁壁の上に穴が開いているのではないかと、そこから雨水が入っているのではないかと指摘したが、雨水のシートも当初はそれなりの効果があったのかもしれないが、劣化して突起物が穴を開けるといったことなども出てきているのではないかと。その辺も御説明していただきたい。

事務局

委員に現地視察をしていただいた時に、No. 10 処分場の西側法面に穴が開いているのではないかと御指摘があり、現地確認を行った。

県がキャッピングして遮水シートで雨水制御する前に、事業者が覆土し、その上から黒い遮水シートを敷設しているが、当時その覆土に雨水が流入していたため、その雨水を集水する枡を造っていた。当時はそこに雨水が集められ排出していたが、その上から県でキャッピングしている。御指摘の部分は、その名残になっているものである。

仮に、そこに雨水が流入した場合でも、先ほど説明したとおり、雨水が浸透して法面が崩れることはないと考えられるほか、旧国有地内のピットに集水されて調整池を経由し、最終的には下水道に接続され、未処理でそのまま外に出ている状況ではないため、そこは御心配しなくてもよいと思う。

委員長

令和 2 年度に掘削したドラム缶は、御意見のとおり、可能な限り速やかに処理を進めていきたいと考えているので、引き続き御協力をお願いしたい。

(議事(6)について事務局で説明後、質疑応答)

【質疑の概要】

事務局 本日の一つ目の議事としていた委員長の互選については、委員長が人事異動等で不在となった場合には、要綱第3条第3項の規定に基づき、委員の互選によって決定してきたところではあるが、これまで慣例として県の部長が務めており、また本協議会をより円滑に進めるという観点からも、現在「互選」になっている部分を「県の生活環境部長」が務めると改定させていただけないか、事務局からお諮りさせていただきたい。具体的な改正内容は、本日お配りした資料に書いている黒字で下線を引いている部分になる。御異議等がなければ、このとおりで事務手続きを進めたいが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 異議なしという御発言をいただいたので、速やかに事務処理を進め、委員の方々に改正後の要綱をお送りしたいと思う。

委員長 能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策については、冒頭でも御挨拶申し上げたが、今後も本協議会を通じて地元の皆様や能代市様と協議しながら進めていきたいと思っているので、引き続き御理解と御協力をお願いしたい。

以上で、第37回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会を終了する。